

## 環境アセスメント士助言制度

「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」（以下、調査指針という。）に基づく自然環境調査（神戸市内で実施する事業を除く）に関して、計画の立案段階から報告書の作成までの一連の過程で、専門家による調査内容・結果及び環境保全措置等の助言を受けることができます。

### 1 助言を受けられる内容

各段階で次の内容について、専門家（環境アセスメント士（自然環境部門））による助言を受けられます。

#### ステップ① 現地調査の内容に関して

専門家が現地確認を行い、現場の状況に応じた調査計画内容を助言

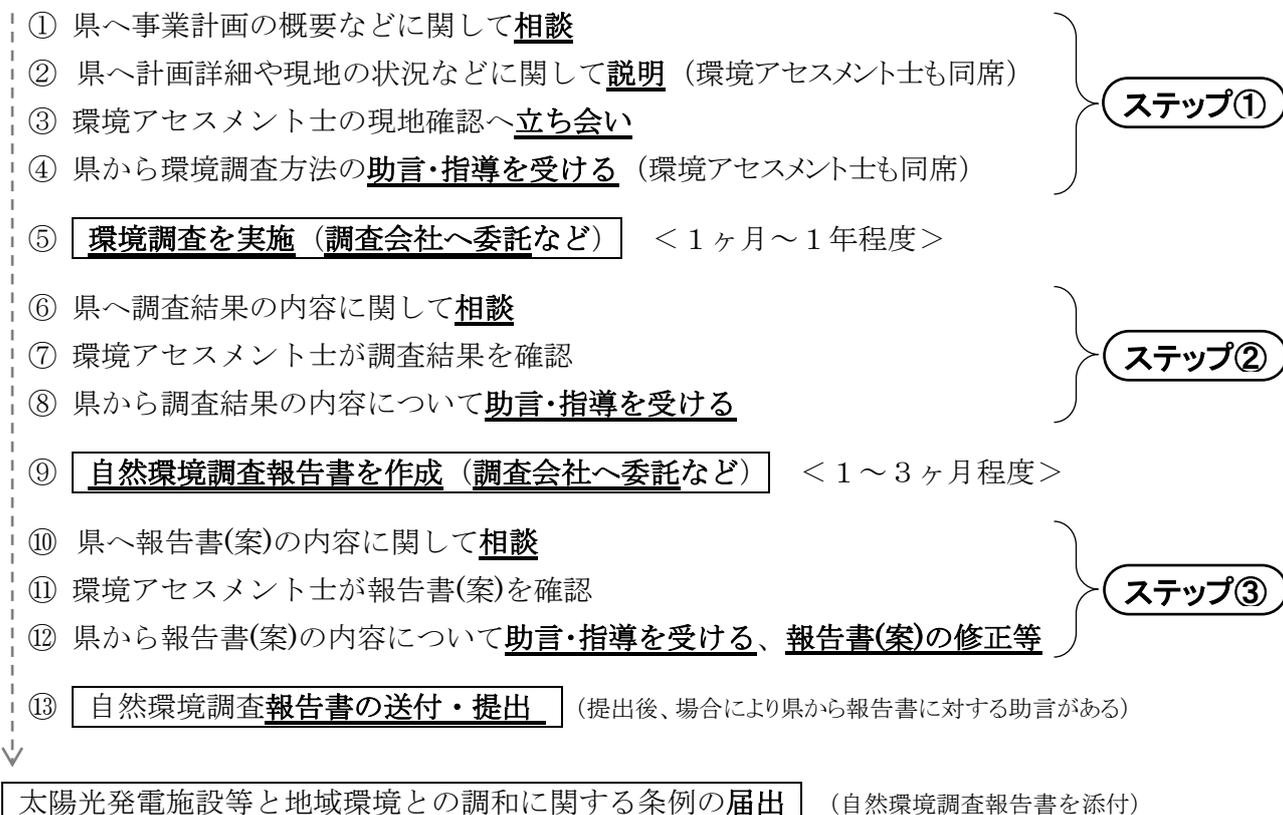
#### ステップ② 現地調査結果の内容に関して

現地調査結果の内容に関し、重要なポイント、配慮がいるポイントなどを助言

#### ステップ③ 調査結果報告書の内容に関して

調査結果報告書に記載された環境保全措置等の内容に関し、調査結果を踏まえて助言

### 2 環境アセスメント士助言制度の流れ（下線部分が太陽光発電事業者の皆様が行う内容です）



### 3 相談先

兵庫県 農政環境部環境管理局水大気課 環境影響評価室

<住所> 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 3号館 12階

<電話> 078-341-7711 (内線 3335)

- ご相談に来られる際には、事前に日時をご予約いただきますようお願いいたします。
- 調査の計画立案から報告書の作成までを一貫して助言等を行うため、事業計画立案の早い段階でご相談ください。

### 4 留意事項

- ・専門家が現地確認等を実際に行うことから、相談等に要する時間に十分な余裕を見ておいてください。
- ・専門家の助言は県からお伝えすることとなります。

## <参考>

### 調査指針の対象となる小規模太陽光発電所の事業

太陽光発電所の新設・増設であって、森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上等に設置するもの（事業区域面積が0.5ha<sup>※注</sup>以上のもの。アセス条例対象のものを除く。）

- 注
- ・たつの市、小野市、朝来市、多可町の区域並びに三田市の市街化調整区域外⇒ 0.1ha 以上
  - ・三田市の市街化調整区域内⇒ 0.03ha 以上

### その他関連事項(太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(太陽光条例))

太陽光発電施設の設置基準として、「野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと」を追加しました（令和2年4月1日施行）。

⇒ 小規模太陽光発電所については、調査指針に基づく自然環境調査結果を事業計画届出書に添付していただくこととなります。

### 環境アセスメント士

環境アセスメントに関する技術的な資格制度として、(一社)日本環境アセスメント協会が環境アセスメント全般について経験や高度な技術・技能レベル等を認定する資格。